

医 薬 第 1 2 5 5 号
令和3年（2021年）9月2日

札幌市・小樽市・旭川市・市立函館保健所長 様
各総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）長 様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から別添写しのおとり事務連絡がありましたので、貴管内の各郡市医師会、各郡市歯科医師会、各関係医療機関、卸売販売業者（指定卸売医療用ガス類を取り扱う業者）及び医薬品の製造販売業者及び製造業者へ周知願います。

なお、一般社団法人北海道医師会、一般社団法人北海道歯科医師会、一般社団法人北海道薬剤師会、特定非営利活動法人北海道病院協会、一般社団法人北海道病院薬剤師会、北海道製薬協会及び一般社団法人日本産業・医療ガス協会北海道地域本部へは、別途通知していることを申し添えます。

また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

通知掲載先

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-yakumu.htm>

連絡先 薬務係
電話 011-231-4111 内線25-331
FAX 011-232-4108